

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 三島村

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
54	778	29	861

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	1,856	1,841	15	15	5	3,442	基金から10百万円繰入
普通会計	1,856	1,841	15	15		3,442	

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
船舶交通事業会計	(歳入) 504	(歳出) 552	(形式収支) △48	△48	58	831	75	法非適用企業
簡易水道事業会計	(歳入) 18	(歳出) 18	(形式収支) 0	0	15	124	90	法非適用企業
下水道事業会計	(歳入) 25	(歳出) 25	(形式収支) 0	0	15	74	0	法非適用企業
国民健康保険事業会計	64	56	8	8	10	-	-	
老人保険医療事業会計	56	56	0	0	15	-	-	
介護保険事業会計	37	31	6	6	12	-	-	
介護サービス事業会計	1	1	0	0	0	-	-	
公営企業会計等計				△34		1,029	505	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
鹿児島県市町村総合事務組合	17,523	17,362	162	162	2,957	0	0	
鹿児島県後期高齢者医療広域連合	1,005	933	72	72	0	0	0	
一部事務組合等計				234		-	-	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
みしま発電管理	1	3	3	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等計			3	0	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		286	
減債基金		472	
その他充当可能基金		472	
充当可能基金計		1,230	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.35	1.75	-	△15.00	△20.00	船舶交通事業会計		△34.0	
連結実質赤字比率		2.11		△20.00	△40.00	簡易水道事業会計		-	
実質公債費比率	21.4	20.3	△1.1	25.0	35.0	下水道事業会計		-	
将来負担比率		-		350.0				-	
財政力指数	0.05	0.05	0.0					-	
経常収支比率	97.7	99.8	2.1					-	

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。